愛媛県に対する『要求と提言』

2007 年 10 月 30 日 日本労働組合総連合会愛媛県連合会

≪雇用分野での諸課題への取り組み≫

1. 良質な雇用確保と人材育成の取り組み

- (1) 介護、福祉、環境、教育など、福祉型社会に不可欠なサービス部門を中心に、政府と地方自治体が一体となって、公的・社会的セクターでの雇用を拡充するとともに、 民間企業、NPO、協同組合を支援すること。
- (2) 若年雇用対策の一環として、企業を活用した『日本版デュアルシステム』を継続して実施するとともに、民間主体の新たな「実践型人材養成システム」の普及に関する支援を行うこと。また、トライアル雇用事業、インターンシップ制度の拡充についても積極的に奨励すること。
- (3) 若年者に対する就職支援機関である『愛work』、また、ニートの職業的自立支援 のために昨年開設された『えひめ若者サポートステーション』の拡充とPRを推進すること。
- (4) 改正高齢法の実施状況について掌握し、未実施事業所については指導を徹底すること。【要文書回答】
- (5) 景気が回復傾向にある中で、『求人求職のミスマッチ』がいわれるが、これは『もの づくり産業の人材不足』という意味合いが強い。よって、県は未来を担う『ものづくり人 材の育成』を強力に推進すること。
 - ① 若年者に限らず、すべての離職者支援として、高い就職率を達成している県内の『高等技術専門校』への人的・財政的な充実・強化をすること。あわせて、県民各層へ広く周知すること。
 - ② 唯一技能を公証できる技能検定の県民への周知と一層の取得促進を図るとともに、試験の実施を公平・公正に行うため、実施機関・団体への財政的支援等を拡充・強化すること。
 - ③ 技術・技能の伝承やその重要性を啓発するために実施されている、『知事表彰』、 『愛媛マイスター』の認定制度や人材バンクシステムなどの更なる充実・強化を すること。
 - ④ 青少年等に対してものづくりを体験する機会と情報を積極的に提供するとともに、 学卒者をはじめ企業在職者、関心のある若者等まで多様な人材を対象とした教育・訓練・研修機能の充実を図り、ものづくり基盤を支える技術者・技能者の養成を強化すること。また、経済団体等との連携等により、インターンシップの普及を 指導し、受け入れの企業に対する助成・支援の充実を図ること。

- (6) 地方自治体、地方労働局、地域の教育機関、企業、労働組合が連携し、職業訓練・職業紹介・就職が連動した離職者支援体制を確立・強化すること。その際、キャリア・コンサルティングを活用する等して早期の再就職が実現されるよう、地域のハローワークにおける体制の強化について要望すること。【**要文書回答**】
- (7) 依然として厳しい『南予地域』の雇用改善のため、特に『南予地域密着型ビジネス 創出緊急支援事業』の更なる広報による周知徹底を行い、「地元自らが立ち上がる」と いう機運を盛り上げること。また、地場産業に若手人材を誘導するための体験コース などを含めた総合的なプランを策定すること。
- (8) 地域雇用創造支援事業に積極的に取り組むとともに、必要に応じて地方労働局と 連携し、地域協議会には関係自治体、地域の経済団体とともに労働組合も参画するも のとする。【要文書回答】
- (9) 地方労働局、地方自治体、地域の教育機関、企業、労働組合が連携し、地域における職業能力開発機会を拡充すること。特に、パート、有期契約、派遣、請負労働者等の非正規労働者、フリーター等の若年者、障害者、母子家庭の母、雇用保険未加入者等に対する職業能力開発施策を強化すること。
- (10) 県内勤労者の生活安定並びに福祉向上に寄与するため、社団法人愛媛県労働者福祉協議会が行う事業に対する支援を、引き続き行うこと。

2. 男女平等実現の取り組み

- (1) 愛媛労働局の雇用均等室等と連携し、間接差別の法理・定義についての適正な 理解を進めるため、間接差別は省令で規定するもの以外にも存在しうるものであること、省令で規定する以外のものでも、司法判断で間接差別法理により違法と判断される可能性があることなどを事業主、労働者等に対して周知徹底に努めること。
- (2) 愛媛労働局の雇用均等室等と連携し、改正均等法の実効性を高める観点から、 新たに設置された事項を十分活用し、事業主に対する報告徴収を始めとする行政指導を強化するとともに、調停等の一層の活用を図ること。
- (3) 各市町が、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定するよう指導すること。条例制定が困難な市町は、「男女共同参画社会基本法」に基づいた参画計画をつくるよう指導すること。なお、条例制定または参画計画に、改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ることと、実質的な男女平等を実現し、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションを盛り込むよう指導すること。

3. パートタイム、有期契約等で働く労働者の均衡待遇実現の取り組み

(1) 愛媛労働局の雇用均等室等と連携し、改正パートタイム労働法の内容について、 事業主、労働者等に対する周知徹底に努めること。特に、均衡待遇の確保のために とるべき措置について具体的にわかりやすい事例を示す等、事業主に対する啓発に 努めること。

4. 雇用・就業形態の多様化などに対応するワークルールの確立

- (1) 外国人研修・技能実習生制度は、劣悪な研修・労働条件や賃金未払い、失踪、人権侵害等など入管法違反や労基法違反の運営が行われているため、制度を抜本的に見直すことに積極的に関わること。また、就労資格の有無にかかわらず、労働諸法の外国人労働者への適用を確保するとともに、子どもの教育やトラフィッキング対策を充実させること。
 - ① 外国人労働者を受入れている地場の実情にあった諸言語による労働相談体制 の強化と、相談ダイヤルの的確な周知を行うこと。
 - ② 団体監理型による外国人研修生等の受入れ機関となっている「中小企業団体」 の指導を強化すること。
 - ③ 外国人の子どもに対する日本語補習の充実と母語による教育を実施する学校に対する支援を強化すること。
 - ④ トラフィッキングに対し、相談窓口やシェルターを充実させること。

≪社会保障サービスの充実と利用者の利便向上・権利擁護の推進≫

1. 地域医療の充実と医師不足等の解消

(1) 第 164 通常国会で成立した健康保険法等の一部改正、医療法等の一部改正の 内容を踏まえた「医療費適正化計画」の策定、及び次期「地域医療計画」の見直しに あたって、保険者、医療機関、さらに県民・患者への情報開示と、それぞれの立場から の議論への参加機会を確保すること。

また、関係する協議会、審議会等の設置、運営にあたっては、その全体像を明らかにすると共に、県と各市町は、県民・患者に安心・信頼の医療を提供できるよう、十分な連携体制を構築すること。

- ① 「地域医療計画」の見直しにあたっては、患者の視点に立ったものとし、分かりやすい指標と数値目標を明示する。さらに地域医療連携体制の構築にあたって、特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実に向けた施策を盛り込むこと。中でも、出生率の低下が叫ばれている中、東予・南予の一部地域では産婦人科病院が減少し、子供を生むことすら出来にくい環境となっているため、早急に善処されたい。また、「医療対策協議会」、「保険者協議会」等、地域医療に係る協議会、審議会等の構成においては、保険料を支払う側の立場、患者の立場として、被保険者代表である労働組合を参加させること。
- ② 特に「医療対策協議会」の運営にあたっては、地域ごと、診療科ごとの医師必要数について、現場からの意見・要望を尊重した調査・分析を行うこと。その上で、特に病院勤務医、地域の医師不足に対して、財政措置を含めた実効性ある対策を講じること。
- ③ 各医療機関等における看護師の適正配置を進めるため、潜在看護師の活用策や、 短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような施策を構築し、各医療機 関等に対する、財源を含めた支援を行なうこと。

④ 医療費適正化計画に基づく生活習慣病対策や長期入院の是正等の取り組みにあたって、地域の保険者と都道府県が連携し健診・保健事業の充実に努めること。また、市町および保険者が生活習慣病予防の推進に向けて、地域医療を担う関係者の協力を得つつ、検診・保険指導に従事する保健師、管理栄養士等の資質向上を図ることにより、予防効果が検証できる態勢づくりを支援すること。

2. 介護・社会福祉サービスの充実と利用者の権利擁護の推進

- (1) 介護保険法改正、介護報酬改定がめざした理念に基づく介護サービスの実施に 向けて、以下の取り組みを進めること。
 - ① サービスの普及および適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、 利用者、事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。
 - ② 市町が、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、地域包括支援センターを中核に地域支援事業を確実に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。
 - ③ 利用者保護の観点から、事業者の新規指定および更新において、事業者に対し 不正請求等の指定取消要件や労働関係法規・通達の遵守を周知・徹底するととも に、従業者の賃金が最低賃金を下回っている場合は、事業者指定の取り消しを行 う等、厳正な指導監査を実施すること。
 - ④ 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、「介護サービス情報の報告及び公表」における調査情報項目に、従業員に対する健康診断や従業員に対する感染症対策の実施有無、夜間を含む労働時間、労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況を追加すること。
 - ⑤ 「地域ケア体制整備構想」の策定にあたり、医療保険者、被保険者の声を反映できるようにすること。また、「地域ケア体制整備構想」を踏まえ、地域医療や居宅介護サービスの充実をはかり、医療と介護の機能分化・連携による地域包括ケア体制の整備を着実に推進すること。
 - ⑥ 全市町が、介護保険事業計画の達成状況の点検・評価や、制度運営のあり方に対する住民・被保険者代表の意見反映のため、「介護保険運営協議会」を設置するとともに、被保険者代表の委員を参加させるよう指導すること。
- (2) 高齢者福祉や障害者福祉等を含めた総合的な「市町地域福祉計画」および「県地域福祉支援計画」を策定すること。
- (3) 障害者の自立支援と社会参加促進の観点から、利用者の実情に応じた障害福祉 サービスを適切に提供すること。
 - ① 障害福祉計画に基づき、障害福祉サービス基盤を整備して地域偏在を解消し、移動介護等の地域生活支援事業も含め、必要なサービス量が確保されるよう、十分な財政措置を講ずること。

- ② 障害福祉サービスの利用者負担、施設居住費・食費、自立支援医療の自己負担等については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく追加軽減措置の実施を踏まえ、きめ細やかな負担軽減措置を行うこと。
- (4) 高齢者虐待防止法や地域包括支援センターの役割について住民への周知をはかり、認知症等の高齢者が行うサービス事業者との契約や金銭管理等についての権利擁護システムが積極的に利用されるよう促すこと。また、要介護者の家族のみならず、障害者の家族や子育て期の親を対象とする相談員事業の拡充と相談員の資質向上に取り組み、福祉サービス利用者の家族に対する総合的な相談・支援体制を整備すること。
- (5) 新たに施行された「バリアフリー法」に基づき、移動等の円滑化にかける事業の重点的かつ一体的な推進に関する「基本構想」を、対象となる市町はすべて、配置計画等を明記して策定するよう指導すること。

≪安心・安全な暮らし・まちづくりのための取り組み≫

1. 子育て支援の積極的推進

- (1) 緊急サポートネットワーク事業の拡大を推進するとともに、ファミリーサポートセンターとの連携を促進すること。また、各地域における働きながら子育てしやすい環境整備の一環として、ファミリー・サポートサンター未設置の市町に対して、設置に向けた働きかけを行うとともに、これらの制度を市民にわかりやすく周知させること。
- (2) 従業員が 300 人以下の企業に対して次世代育成支援対策推進法に基づく一般 事業主行動計画の策定を強力に指導し、中小企業における次世代育成支援対策を推 進すること。
- (3) 「次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、「えひめ・未来・子育てプラン」の目標達成状況を把握するとともに、それらを着実に実施するために必要な措置を講じること。
- (4) 市町が、地域の二一ズに応えるため保育制度の改善・拡充をはかるよう指導すること。また、「認定こども園」が教育・保育それぞれの基準を満たすことを確保すること。
- (5) 学童保育に関する最低基準を設け、学童保育を小学校区に最低一つを早急に整備すること。
- (6) 児童虐待の予防と対応策を強化するため、児童相談所の増設や児童福祉司の 増員をすすめること。

2. 安心・安全の住まいと「まちづくり」

(1) すべての生活者にとって住みやすいまちづくり、すべての利用者にとって利用しや すい交通の提供に向けて、都市計画・まちづくり、交通機関・交通施設におけるユニバ

- ーサルデザイン化・バリアフリー化を推進すること。また、そのための設備等を設置・ 整備・維持する際の費用助成を拡充すること。
- (2) 県内自治体および教育委員会が学校や家庭、地域と一体となって進める通学路の安全・防災ネットワークづくりなどについて支援するとともに、2005年12月に関係省庁連絡会議で決定した「犯罪から子どもを守るための緊急対策6項目」を確実に実行し、子どもの安全を地域で確保すること。
 - 加えて、実施中の「スクールガード養成講習会」の開催や研修会、スクールガード・リーダーの各学校への派遣など、その進捗状況について回答のこと。
- (3) 市町が、住生活基本法に基づく住生活基本計画(市区町村計画)を策定するよう 指導すること。また、その策定・実施に際して、広く多様な県民の意見が反映される体 制を整備すること。
- (4) 個人住宅の耐震性能診断・耐震改修工事、石綿(アスベスト)使用検査・除去工事 に対する補助制度を整備し、その際の費用助成を拡充すること。
- (5) 公的賃貸住宅を社会的公共財と位置付け、既存物件の整備・活用と新規物件の 建設・供給によって多様な賃貸住宅を提供する等、公的賃貸住宅政策を拡充すること。
- (6) 自然災害の被災者に対する応急仮設住宅の建設、公営住宅等の提供、被災者が自ら民間賃貸住宅を仮住居とした場合の家賃補助等、自然災害発生時の仮住居に関する公的支援を拡充すること。また、被災者が住宅を再建するための「被災者住宅再建共済制度」等を創設すること。
- (7) 公共交通機関を中心とした交通体系を整備するとともに、交通のシビル・ミニマム (生活基盤最低保障基準)維持の観点から、県民生活に必要不可欠な交通路線の維 持に必要な助成措置を実施すること。
- (8)「空き交番」問題は解消されたが、パトロールや非常時の外出等で、交番が一時不在 状態が生じている。特にこの日中の不在を解消するため、警察官 OB を再雇用する交 番相談員の配置が不可欠だが、県内の相談員配置率は39.2%と、全国平均の91. 1%を大幅に下回っている。他の四国3県は全国平均を上回っていることから、早急な る対応をお願いしたい。【回答不要】

3. 地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、石綿対策と環境教育の推進

- (1) 市町が、住民参加を基本として、各地域での温室効果ガスの削減目標を定めた「地球温暖化対策地域推進計画」の作成を進めるよう指導すること。
- (2) 地域の地球温暖化対策を推進するための、「愛媛県地球温暖化防止活動推進センター」を通じて、地方公共団体、企業、労働組合、NPO、県民との連携を強化すること。
- (3) 廃棄物の排出状況及び再生利用状況の現状に関する情報を公開すること。
- (4) 市町が一般廃棄物の処理費用の徴収を検討する場合は、排出者責任と適正処

理のための費用のあり方を明確にし、家庭ごみ有料化を検討する場合は、住民の合意を前提とするよう指導すること。

- (5) 産業廃棄物処分場の新たな設置については、受け入れ地域の住民の合意を前提とすること。さらに施設設置事業者と住民との間における「運営協議会」の設置や「環境保全協定」の締結等を制度化し、市民参加による運営を行うよう指導すること。
- (6) アスベスト問題について、一般被害者およびその家族に対するメンタルヘルスケーアを実施すること。
- (7) 温室効果ガス削減のため、政府が取り組む「チーム・マイナス6%」に登録して積極的に参加すること。また、広報活動を充実させて情報の浸透をはかり、環境問題に対する県民の理解を深めること。
- (8) 環境基本法にもとづく環境型社会の推進、地球温暖化防止のための森林の整備と林業の振興、治山・治水対策の充実を図るなど、県並びに県内自治体が一体となった環境対策を進めること。
- (9) 「環境教育推進法」に基づき、環境教育の推進について、学校教育および社会教育 における必要な施策を策定し、実施すること。

4. 市民参画による「まちづくり」推進

- (1) 地域社会の課題を解決するため、市民の視点に立った暮らしやすいまちづくりを目的とした、コミュニティビジネスへの支援策を強化し、地域活性化・雇用創出をはかること。 具体的には、融資制度の拡充、起業家のためのセミナーの開催、人材育成の強化など 各種支援策を充実させること。
- (2) 地域住民参加型で地域特性を反映した都市計画・まちづくりを推進すること。また、 公共事業の計画・実施に際しては、地域住民の生活・安全・環境に関連した社会資本を 優先的・効率的に整備すること。

≪教育分野での諸課題への取り組み≫

1. 「教育の機会均等」確保のための教育予算の充実

- (1) 公立小中学校における少人数学級実現への取り組みを拡充すること。また、市町が定める就学援助の水準は、義務教育でかかる費用を十分に賄えるものとするための規定等の条件整備をすすめるよう指導すること。
- (2) 高校生に対する奨学金については、学ぶ意欲がありながら、経済的理由により 進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、 奨学金制度の改善・拡充をはかること。

具体的には、無利子の奨学金を世帯収入や本人の学業成績に関係なく、希望に応じて貸与できるようにすること。また、その水準は、一定程度の生活費まで保障できるものとし、一定以上の学力がありながら世帯収入が一定以下の学生に対しては、これらを無償給付とする奨学金を創設すること。

2. 労使の協力による家庭・地域の教育力の向上

- (1) 行政および労使の協力で、長時間労働や単身赴任の縮減を進め、休暇をとりやすくするなど、育児・教育への参加が当然のものとして受け止められるような、職場や地域の風土をつくるための取り組みを進めること。
- (2) 「学校協力員制度」等の創設や放課後の学校施設の活用等により、子どもの居場所づくりや、学校・通学路の安全ネットワークづくりのためのコーディネーターの配置等の基盤整備をすすめること。
- (3) 地域で子どもをまもる取り組みや、「子どもの居場所づくり」などの協議会に、それぞれの地域で働く者を参加させること。

3. いじめを一掃する体制の確立

- (1) いじめの被害者や保護者が被害を訴えることのできる場を保障するとともに、いじめに対する迅速かつ厳正な対応を確立すること。また、いじめの認知件数を把握し、公表すること。
- (2) いじめを受けた子どもが無理に登校しなくてもよいことを保障するとともに、クラス替えや転校ができるようにすること。また、いじめている子どもに関して、悪質な事例には厳正に対処するとともに、指導を強化すること。その際、成育歴に問題のある子どもには、心の傷のケアに努めること。
- (3) スクールカウンセラーをできるだけ多くの小・中学、高校に配置すること。

4. 職業観・勤労観を育む教育の推進

- (1) 子どもの成長段階に応じて、小学校から高等教育機関に至るまで、系統的に勤 労観・職業観を育むキャリア教育を進めること。
- (2) 成長過程に応じた労働体験やものづくり教育の履修時間の拡大と内容の充実をはかるとともに、労働法などのワークルールを学べるようにし、職業能力や進路選択力を高めること。

5. 教育行政の適正な運営の推進

(1) 学校外でのカウンセリングや専門医による助言・指導など、プライバシーに配慮 しながら教職員に対するメンタルヘルス体制を強化すること。

≪その他≫

1. 「新しい公共」を踏まえた行政改革の推進

- (1) ILO勧告を踏まえた公務員の労働基本権の保障、公正・公平な人事処遇制度の 構築に向けて、労働組合との協議を十分尽くすことを国に求めること。【回答不要】
- (2) 規制改革について、先端技術等競争力や新たな雇用・産業の機会創出につながる分野を優先して規制を見直すこと。ただし、住民・消費者の安全・健康の確保、環境保全、公正労働基準の維持等「社会の質」に関わる規制は強化すること。また、規制改革の検討にあたっては、公正な審議を行うこと。

- (3) 公契約において、公正労働基準の確保、環境、安全衛生等社会的価値も併せて 評価する総合評価方式の導入を促進すること。また、公契約条例を制定する等の法 整備を進め、公契約における公正労働基準や労働関係法の遵守を徹底させること。
- (4) 情報公開条例の制定・運用を徹底し、行政情報の開示の実効を図ること。自治体の財政状況については、貸借対照表を作成する等会計制度の透明化を進め、情報公開を徹底すること。
- (5) 行政部門の業務効率化を図るとともに、生活者の利便性向上に寄与するIT活用 を推進すること。
- (6) 行政不祥事の防止や談合の根絶等に向けて、公務員倫理条例の制定・運用を進めるとともに、改正官製談合防止法の趣旨を踏まえ適切に事務執行すること。また、 行政機関において、公務員による公益通報に適切に対処する体制を整備すること。
- (7) 「新しい公共」の有り方として、行政の責任・監視の下、市民が大きく関わり参画する自治体体制の構築が必要である。本年3月に策定された「愛媛県アウトソーシング・ガイドライン」に沿って、県民が参画する審査会等を通じ、具体的取り組みを推進すること。

2. 健全な予算編成について

(1) 地方財政の逼迫についてはある程度の理解はするものの、その配分に関しては一律的な削減ではなく、優先順位や関係団体等の意見も踏まえ、公平・公正な判断に基づく決定を行うこと。

以上